

---

# 当面の農地・組織対策について

令和3年9月7日  
農地・組織対策部

# 地方分権改革からの提案事項

## (地方分権改革の提案)

### 「農業委員の認定農業者過半数要件の緩和」

認定農業者等が農業委員会の委員の「過半数」を占めなければならないという要件を引き下げるとともに、例外的に委員の過半数を占めることを要しない「認定農業者が少ない場合」の基準を緩和することを求める。

## (農水省の第1次回答の要旨)

農業委員会の区域内の認定農業者が少ない場合には、認定農業者の親族を認定農業者に準ずる者として加えることができる等の例外措置により弾力的な措置を講じているところであるが、関係者の意見等を踏まえ、例外措置の在り方を検討していきたい。



農水省は省令（施行規則）で定める例外措置の緩和を検討中。

### (令和3年度提案「推進委員の定数上限の緩和」の対応状況)

昨年度の地方分権改革の提案事項である推進委員の定数上限の緩和は、令和4年4月1日以降に改選する場合に適用できるように省令改正が準備されている。

対象は、中山間地域（傾斜地が一定以上、林野率が一定以上等）、都市近郊地域（都市計画区域内で農地率が低い等）の農業委員会。

農水省の試算では全国で「19市町村」が該当。

# 違反転用に関する規制改革推進会議での議論

## 規制改革推進会議からの主な指摘事項

- ・違反転用が年間3,000件以上も発生しているのは問題であり、発生要因を分析する必要がある
- ・違反転用の8割が追認許可されているが、追認許可にあたっての判断基準や判断主体等の実態を把握する必要がある
- ・始末書の様式を公表している農業委員会も見受けられ、追認許可の実態として始末書ありきの運用になっていることが懸念される
- ・違反転用の早期発見、解消には農業委員会の役割が非常に重要であり、農地パトロールの実施頻度、実施方法について検証する必要がある

## 令和3年6月18日 「規制改革実施計画」が閣議決定

	項目	期限
a	農林水産省は、違反転用の発生防止及び適正な是正措置の執行に向けて、違反転用に係る実態調査を行う。特に、 <b>追認許可の発生要因や判断主体・判断基準、始末書の運用状況、違反転用の農地区分や違反継続状況の内訳などについて詳細に調査する。</b>	令和3年度措置
b	農林水産省は、aの実態調査の結果を踏まえ、違反転用の発生防止及び適正な是正に向け、その発生要因を分析し、転用規制の執行状況を検証し、必要な措置を講ずる。	令和4年度上期措置
c	農林水産省は、違反転用の早期発見を図るため、 <b>農業委員会による農地パトロールの適切な頻度や方法を検証し、その活性化を図る。</b> また、ドローンや人工衛星による監視など、効率的で効果的な農地の監視方法を検討する。	令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置

# 農地パトロール実態等調査の実施について

## 違反転用に関する実態把握について農林水産省が実施する各種調査

調査名	趣旨	実施方法
①違反転用実態調査	違反転用の発生要因等を分析し、その発生防止や適切な是正のための方策を検討するため、違反転用の内容及び行政による是正状況等についての実態を調査。	都道府県が調査票に記入し、農政局等に送付（一部の県では権限移譲を受ける農業委員会が調査に対応）
②追認許可案件調査	どのような違反転用について追認許可が行われており、追認許可が適切であったかどうかを点検。	都道府県が調査票に記入し、農政局等に送付（一部の県では権限移譲を受ける農業委員会が調査に対応）
③長期未是正案件 解消事例調査	違反転用への対応の適正化や効率化・迅速化等に向けて参考となる解消事例を取集。	農政局等・本省が都道府県及び農業委員会等から聞き取り調査
④農地パトロール 実態等調査	農地パトロールの活性化や効率化及び実効性の確保等を図るため、その実施状況を調査するとともに、農業委員会の参考となる実施事例を収集する。	<b>全国農業会議所</b> が農業委員会から実態調査、聞き取り調査



### 農林水産省からの協力依頼を受けて、④の調査を実施

1 農地パトロール実態等調査 → 8/18調査依頼 **9/30回答期限**

2 事例調査 → ①の調査結果を受けて、**20委員会**ほどに会議所より聞き取りを実施予定（**10月**）  
（未然防止に力を入れている 又は 解消に力を入れている 農業委員会）

# 国家戦略特区諮問会議の要望への対応について

## 農地法第3条第1項事務の市町村への移管(特区法第19条)の全国展開要望への対応

- ・ 農水省と会議所で対応を協議  
↓
- ・ 事務処理期間の短縮については、市町村への事務移管ではなく、農業委員会の自助努力によって実現することで一致  
↓
- ・ 8月10日、農水省経営局農地政策課長通知「農地法第3条第1項の許可事務の迅速化及び簡素化について」が発出  
(通知の概要)
  - ・ 農業委員会総会の開催日の明確化
  - ・ 総会開催日から逆算、事務量の多寡を勘案して提出期限を設定
  - ・ 添付書類の簡素化
  - ・ 4月の実績を報告  
↓
- ・ 農水省では、この通知をもって全国展開要望の根拠となっている「事務処理期間の短縮」に対応したとして、全国展開への要望には応えない考え

# 盛土問題への対応

- ・ 7月3日に静岡県熱海市伊豆山地区にて大雨による「盛土の崩落」が原因とみられる大規模な土石流が発生（8月末時点で死者26名、行方不明者1名）



- ・ 国は、省庁横断で①全国の危険な盛土の総点検、②対応方策を検討する有識者による検討会の設置を決定

## ① 盛土総点検

国交省、農水省、環境省で合同実施

- ・ 農地は、農業振興地域において、農地法の農地転用許可、農振法の開発許可を受けた盛土、その他地方公共団体が確認した盛土、利用状況調査や通報等で把握した盛土のうち、土砂災害警戒区域等に該当する盛土が対象
- ・ 点検の主体は都道府県となるが、対象となる盛土のリストアップや現場確認等の業務が権限移譲を受ける農業委員会等に協力要請されることが想定される

## ② 有識者検討会「盛土による災害の防止に関する検討会」

- ・ 盛土の実態把握と総点検を踏まえ、①盛土の安全確保対策、②実効性のある盛土規制方法等を検討し、年内に取りまとめまで行う予定
- ・ 関係各分野の専門家を委員に構成
- ・ 農地分野の代表として、会議所の柚木専務理事が委員に就任する